

# 高知市道路工事施行承認要領

高知市都市建設部道路管理課

# 目次

## 第1章 総則

- 1-1 趣旨 ..... 1
- 1-2 適用の範囲 ..... 1

## 第2章 申請書類

- 2-1 施行承認申請書..... 1
- 2-2 添付書類 ..... 2
- 2-3 手続きの流れ..... 2
- 2-4 工期延期申請書..... 2
- 2-5 添付書類 ..... 3
- 2-6 手続きの流れ..... 3

## 第3章 承認基準

- 3-1 歩道の切下げ..... 4
- 3-2 植樹樹・植樹帯及び街路樹等..... 8
- 3-3 道路附属物 ..... 10
- 3-4 その他 ..... 12

## 第4章 その他

- 4-1 費用負担 ..... 14
- 4-2 維持管理 ..... 14
- 4-3 安全管理 ..... 14
- 4-4 その他の技術基準等..... 14

## 申請書類様式

- 1 道路工事施行承認申請書..... 15
- 2 道路工事の工期延期申請書..... 17
- 3 道路工事着手届..... 19
- 4 道路工事完成届..... 21
- 5 道路施設引渡確認書..... 23

## 第1章 総則

### 1-1 趣旨

この要領は、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて道路に関する工事または道路の維持を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

### 1-2 適用の範囲

この要領は、高知市が管理する道路法上の道路（高知市道）、また管理することとなる道路区域内における道路管理者以外の者が行う工事に適用する。

## 第2章 申請書類

### 2-1 施行承認申請書

施行承認申請書への記載事項は、下記のとおりとする。

- (1) 申請者は、原則として承認工事の施主にあたる者（個人・法人を問わず）または工事目的物完成後の施設の所有者及び管理者、もしくは申請地の所有者及び管理者とする。
- (2) 申請者が法人の場合は、住所の欄は主たる事務所の所在地、氏名の欄は法人名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、連絡先の欄については、申請内容に係る問い合わせ先を記載すること。
- (3) 施工目的については、「住居新築に伴う車庫への出入りのため」等、簡潔に記載すること。
- (4) 施工場所については、路線名の欄は道路管理課で確認のうえ記載する。歩道・車道・その他の欄は該当する種別を○で囲み、場所の欄は住居表示等で「○○地先」と記載する。
- (5) 工事概要については、工事種別の欄に工事内容を具体的に記載する。また、施工数量の欄は申請図面と整合のとれた正確な数値（小数点以下第2位を四捨五入して1位止め）とする（例：自由勾配側溝 L=○○.○m）。なお、工事種別が多岐にわたり様式中に記載が困難である場合等については、「別紙のとおり」と記載し別添すること。
- (6) 工事の期間については、承認日から工事完了までの期間及び期間内における実施工日数を記載すること。
- (7) 施工方法については、申請者直営の場合は直営を○で囲む。請負の場合は、請負を○で囲み、住所・施工業者名・担当者・連絡先を記載する。なお、施工業者が未定の場合には、空欄に「未定」と記載すること。
- (8) 提出部数は、正副2部とする。

## 2-2 添付書類

申請に必要な添付書類は、下記のとおりとする。

- (1) 位置図（1/2500 程度、住宅地図等の申請箇所が明瞭に判別できるもの。）
- (2) 現況図（縮尺任意、承認工事着手前の状況が確認できる平面図、断面図等。）
- (3) 計画図（縮尺任意、承認工事内容が確認できる平面図、断面図等。施工する目的物の範囲について詳細な各寸法を記載。なお、歩道の切下げ工事については、申請地内の車庫・駐車位置を平面図内に記載。）
- (4) 構造図（縮尺任意、工事目的物の構造が確認できる断面図等。詳細な各寸法を明示。）
- (5) 交通規制図（縮尺任意、承認工事において交通規制が必要となる場合に添付するもの。規制内容に応じた交通誘導員や規制看板の配置状況が確認できる平面図等。なお、申請地内から施工可能な場合は省略可。）
- (6) 現況写真（カラー、施工場所が確認できるよう各方位から撮影。）
- (7) その他（工事仕様書、公図（写）、求積図、誓約書、同意書等。必要に応じて添付。）
- (8) 提出部数は、正副 2 部とする。

## 2-3 手続きの流れ

- (1) 道路工事施行承認申請書の提出（正副 2 部）
- (2) 書類審査
- (3) 道路工事承認書の発行
- (4) 所轄の各警察署へ道路使用許可申請書の提出
- (5) 道路工事着手届の提出（1 部、工事着手の 3 日前までに）
- (6) 道路工事完成届の提出（1 部、工事完了後速やかに）

## 2-4 工期延期申請書

工期延期申請書への記載事項は、下記のとおりとする。

- (1) 申請者は、原則として承認工事の施主にあたる者（個人・法人を問わず）または工事目的物完成後の施設の所有者及び管理者、もしくは申請地の所有者及び管理者とする。
- (2) 申請者が法人の場合は、住所の欄は主たる事務所の所在地、氏名の欄は法人名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、連絡先の欄については、申請内容に係る問い合わせ先を記載すること。
- (3) 当初の「道路工事承認書」に記載された承認日及び承認番号を記載すること。
- (4) 当初の「道路工事承認書」に記載された当初の工事期間及び変更後の工事期間を記載すること。

- (5) 工期の延期理由については、「資材納期が遅延しているため」等、簡潔に記載すること。
- (6) 提出部数は、正副 2 部とする。

#### 2-5 添付書類

申請に必要な添付書類は、下記のとおりとする。

- (1) 当初の道路工事承認書の写し
- (2) 位置図（当初の施行承認申請書に添付したもの）
- (3) 平面図（当初の施行承認申請書に添付したもの）
- (4) 提出部数は、正副 2 部とする。

#### 2-6 手続きの流れ

- (1) 道路工事の工期延期申請書の提出（正副 2 部）
- (2) 書類審査
- (3) 道路工事承認書の発行
- (4) 所轄の各警察署へ道路使用許可申請書又は記載事項変更届の提出
- (5) 道路工事着手届の提出（1 部、工事着手の 3 日前までに）
- (6) 道路工事完成届の提出（1 部、工事完了後速やかに）

### 第3章 承認基準

#### 3-1 歩道の切下げ

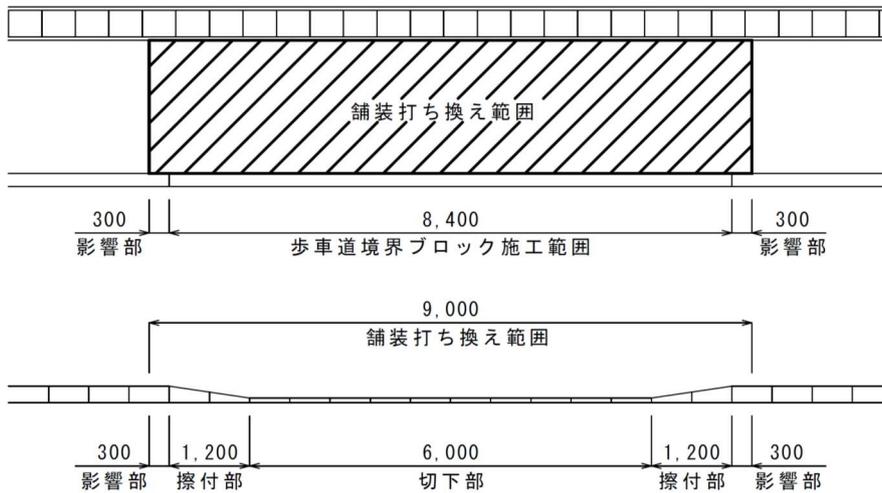
(施工例) セミフラット形式の切下げ



原則として、申請案件毎の個別審査によるものとし、下記の基準を満たすこと。

- (1) 歩道の切下げ等により、新たに乗入れ部を設置する場合、原則として対象施設につき1箇所とする。ただし、土地利用計画により出入口を分離する必要がある施設等、やむを得ない場合には、協議により2箇所の出入口を認めることができる。なお、当該箇所の舗装は、乗入れ部の幅に応じた歩道部の舗装構成に打ち換えることとし、打ち換え範囲は次の図を標準とする。

(参考図) 乗入れ幅：6.0mの場合



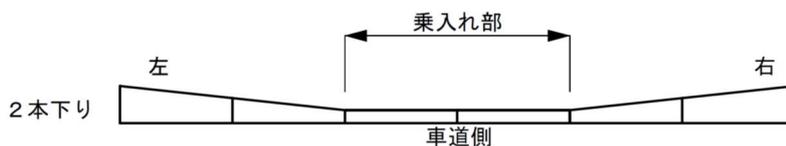
- (2) 乗入れ部の幅は、申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、申請地の土地利用計画も踏まえて決定するものとし、次の表を標準とする。

車両区分	利用形態	標準幅 (m)
乗用自動車	一般宅地等	4
乗用・小型貨物自動車	店舗・事務所・マンション等	6
普通自動車 (4t以下)		
普通貨物自動車 (車両重量6.5t以下)	給油所・工場・倉庫等	8
中型・大型貨物自動車 (車両重量6.5tを超えるもの)		

※大型車両等の出入りのため、8m以上の切下げを必要とする場合は、通行する可能性のある車両の諸元を基に作成した軌跡図を添付すること。

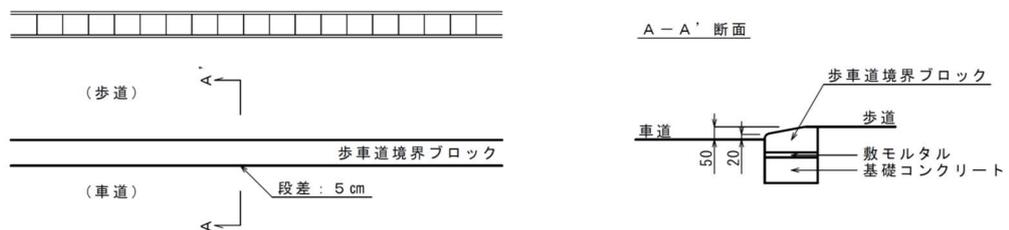
- (3) 乗入れ部の新設や移設等に伴い不要となる既存の乗入れ部については、切下げブロックを標準ブロックへ復旧したうえで閉塞すること。
- (4) 歩道形式がマウントアップの場合の擦り付け部は、2本下り(0.6m×2=1.2m)を標準とする。

(参考図) 歩道形式がマウントアップの場合の擦り付け部



- (5) 歩道がセミフラット及びフラット形式の場合に使用する歩車道境界ブロックは、両面Rタイプとし、現場条件（合成勾配、街渠樹位置等）を考慮したうえで、新たな水溜り箇所が生じないように、適切な間隔で水抜きブロックを配置すること。
- (6) 標準部における歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける歩車道境界ブロックの車道等に対する高さは15 cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- (7) 車両乗入れ部における歩道等（歩車道境界ブロックを除く。）と車道等との高低差は5 cmとし、次の図を標準とする。ただし、車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

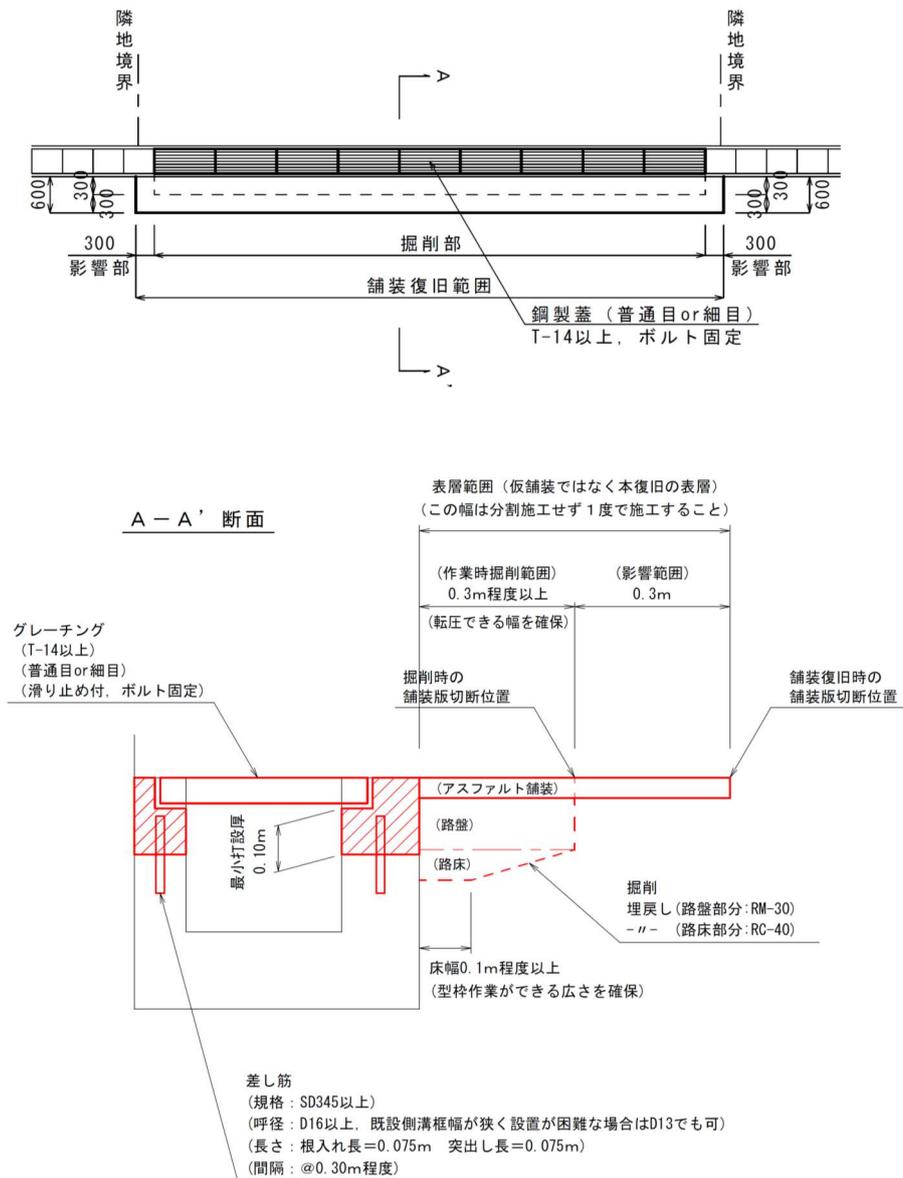
（参考図）歩道部と車道部の段差



- (8) 原則として、下記の場所には乗入れ部の設置は認めない。ただし、申請地の形状等の理由により当該箇所以外からは出入りできない場合や交通安全上特に支障がないと認められる場合については、この限りでない。
  - ① 横断歩道（自転車横断帯を含む）の中及び前後5 m以内。
  - ② バス停留所。又は、停留所を表示する標識又は標識板が設けられている位置から10m以内の部分。
  - ③ 横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分。
  - ④ 交差点の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内の部分。
  - ⑤ 道路照明灯等の道路附属物、占用物件（信号機等を含む）の移設を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移設を認め、申請者が費用負担のうえ移設する場合を除く。
- (9) 舗装の打ち換え及び復旧については、原則として現況の舗装構成と同等以上とすることとし、「高知市道路掘削復旧要領」によるものとする。
- (10) 特殊な舗装構成（インターロッキングブロック・透水性アスファルト舗装等）箇所について、切下げ等により車両乗入れ部を設置する場合は、原則として密粒度系アスファルト舗装にて復旧すること。なお、現況がカラー舗装の場合は、同色の合材を使用すること。
- (11) 車両乗入れ部にある側溝蓋については、通行する車両の種類に応じた耐荷重を有する側溝蓋に交換すること。なお、大型車両が頻繁に出入りする等、既存側溝が車両の乗入れに対応できない場合は、横断用側溝に入れ替えるものとする。

- (12) 側溝に蓋掛けを行う場合は、通水断面の8割を下回らないことに留意し、申請地の間口全面に渡って滑り止め加工された鋼製蓋(グレーチング)を設置すること。なお、鋼製蓋については、原則として車道に設置する場合は、T-14以上のボルト固定タイプを使用することとし、歩道に設置する場合は、細目の製品を使用すること。

(参考図) 側溝に蓋掛けを行う場合



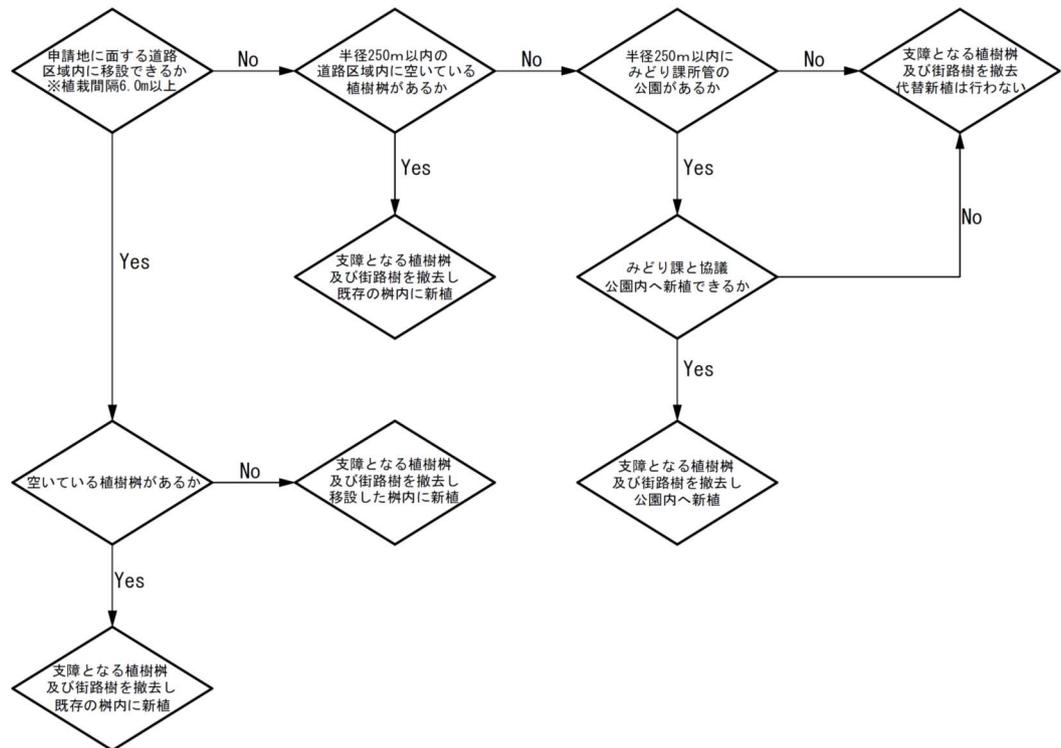
- (13) 既存の歩車道境界ブロックに反射鋲やラバーポール等の視線誘導標が設置されている場合は、周辺の道路状況を考慮したうえで適正な位置に復旧及び移設すること。

### 3-2 植樹柵・植樹帯及び街路樹等

(施工例) 歩道の切下げに伴う街路樹の移植



- (1) 歩道の切下げ等に伴い植樹柵及び植樹帯、街路樹等が支障となる場合のフローは、次の図を標準とする。



- (2) 植樹柵等の移設及び街路樹等の移植・新植にあたっては、「高知市街路緑化基準」に定める事項を遵守することとし、必要な植生材や支柱等を確実に実施すること。
- (3) 移設対象となる街路樹は、移設不可能な大きさに成長している場合が大半であるため、移設可能である場合を除き、既存の街路樹そのものを移設することは行わず、その代替手段として植樹柵内に植付可能な規格の街路樹(原則同一樹種)を新植することとする。
- (4) 街路樹等の新植後、1年以内に枯れる等により植替えが必要となった場合には、申請者の負担で実施すること。なお、既存の街路樹等を移植する場合には、この限りではない。
- (5) 支障となる植樹柵及び街路樹等を撤去する場合には砕石等で埋戻し、不等沈下を起こさないよう十分に転圧すること。

### 3-3 道路附属物

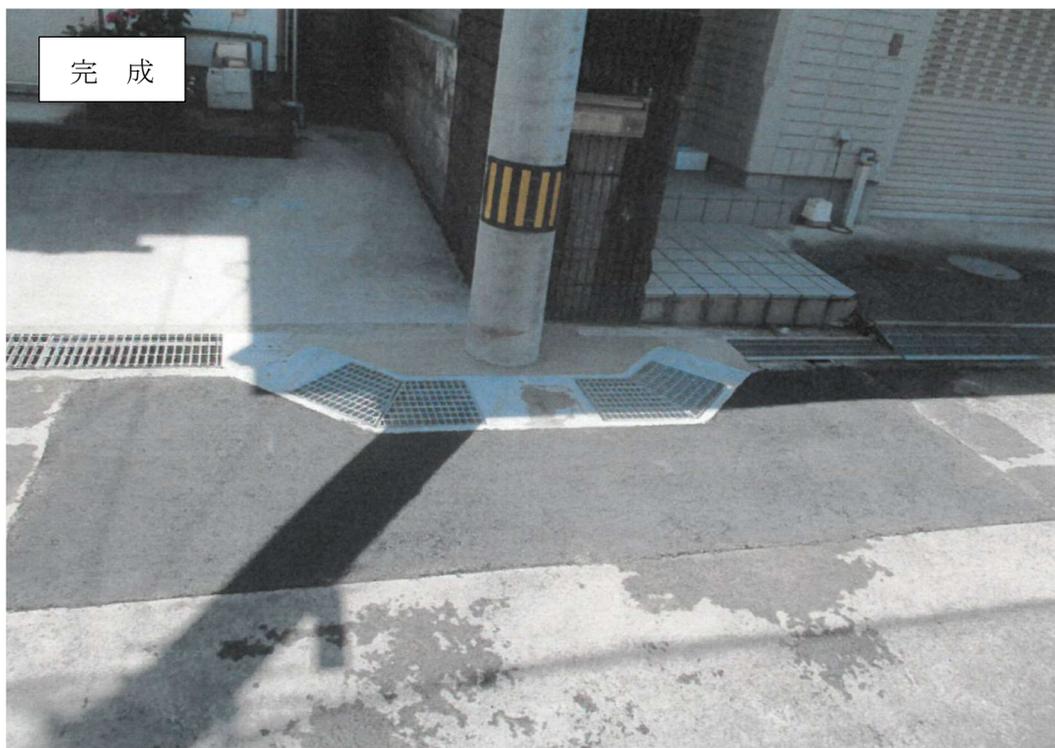
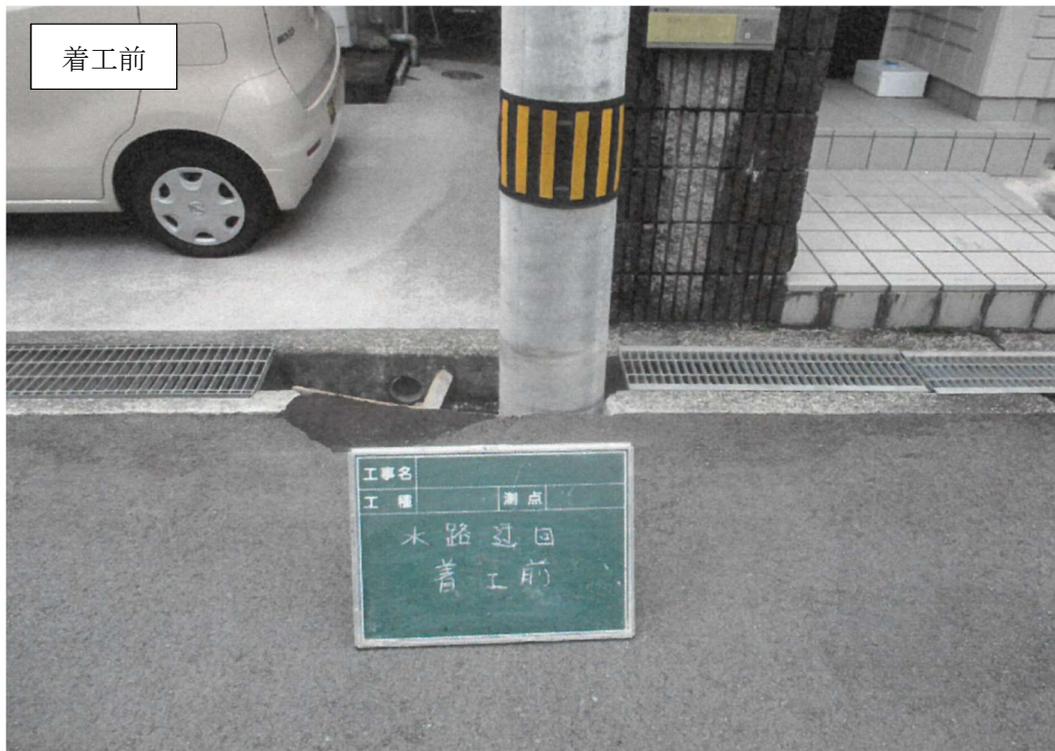
(施工例) 横断防止柵の撤去



- (1) ガードレール及び転落防止柵の撤去については、原則として乗入れ等に必要となる最小限の範囲とする。ただし、当該箇所の安全性が低下する恐れがある場合には、別途ラバーポールを設置等、安全対策を検討すること。
- (2) 乗入れ部の設置等により道路反射鏡が支障となる場合については、道路管理者と協議のうえ現に有する機能が低下しない位置へ移設することとし、公道及び公共施設用地内を原則とする。
- (3) 道路反射鏡の設置にあたっては、対面または交差する車両、歩行者、障害物等を十分かつ容易に確認し得る位置、高さ、角度等を選定すること。ただし、鏡面、支柱等が車両もしくは歩行者の通行の支障とならないように留意し、鏡面下端から路面までの高さは2.5mを標準とする。
- (4) 道路附属物の支柱等を撤去後の空洞については、モルタル等で埋戻し表面は平滑に仕上げること。
- (5) 撤去し不要となった道路附属物については、高知市道路維持課補修係に「道路施設引渡確認書」を提出のうえ返納すること。

### 3-4 その他

(施工例) 電柱建替えに伴う側溝の切回し



- (1) 改築等により当該道路が現に有する機能及び安全性が低下しないこと。
- (2) 第三者との間に利害関係等が生じる場合には、当事者との調整結果を示す同意書や承諾書等を提出すること。
- (3) 住居の新築等に伴い、申請地へ上下水道管、ガス管等の引込工事が予定されている場合は、それらの工事完了後に舗装復旧を行うこととし、再掘削が生じないようにすること。
- (4) 上下水道、ガス、電力等の占用物件（柵・弁・蓋等）について、高さ調整等が必要となる場合は、事前に各施設管理者と協議のうえ通行に支障をきたすことがないように、適正な措置を講じること。
- (5) 既存の境界標が消失する場合は、関係機関と事前に協議し、適正に復旧すること。
- (6) 規制標識や電柱等が支障となる場合は、申請者にて各設置者と協議すること。
- (7) 電柱の建て替え等に伴い側溝の切回しが必要となる場合は、切回し角度を45度以下とし、既存側溝との接合部は漏水の発生等により通水能力を減少させることがないように、入念な施工を行うこと。また、切回し区間の側溝蓋は、原則として第3章3-1(12)に準じるものとする。

## 第4章 その他

### 4-1 費用負担

承認工事に係る費用については、道路法第57条の規定に基づき申請者の負担とする。

### 4-2 維持管理

施行された施設については、申請者から提出された「道路工事完成届」を本市が確認し受理した日をもって、市が引継ぎを受けるものとする。ただし、施設の引継ぎを受けた日から、2年以内に当該施設の瑕疵を発見したときは、道路管理者の指示に従い、申請者の負担で補修・修繕しなければならない。

### 4-3 安全管理

工事施行区域内における歩行者や通行車両の安全確保の観点から、工事現場内の各種標識、バリケード、夜間照明等の安全施設の点検や防護柵の転倒防止、現場内の清掃及び工事用資機材の整理整頓、交通誘導員への適切な指示を実施するとともに、夜間・休日においても適宜巡回を実施する等、安全対策及び現場管理に万全の措置を講じること。

### 4-4 その他の技術基準等

この要領に定めがない事項については、「道路構造令(昭和45年政令第320号)」及び「高知市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例」のほか、道路管理者が道路工事を行う場合の技術基準等によるものとし、道路管理者と協議のうえ決定するものとする。

#### 附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

(特例)

2 この要領は、この要領の施行の日前に施行された高知市道路工事施行承認要領の一部を改正する要領等についても適用する。

申請書類様式

1 道路工事施行承認申請書

**道路工事施行承認申請書**

年 月 日

道路管理者 高知市長 様

申請者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 担当 \_\_\_\_\_  
 電話 - - \_\_\_\_\_

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名	市道	号線
	歩道・車道・その他( )		
工事概要	場所	高知市	
	工事種別	施工数量	
工事の期間	承認日から	内	日間
施工方法	年 月 日まで		
添付書類	直営・請負		
	施工業者住所		
	氏名		
	担当者		
備考	連絡先 TEL - -		
	位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事仕様書・公図(写) 求積図・誓約書・同意書・現況写真・その他( )		
備考			
※ 申請書・添付書類 各2部提出			

# 道路工事施行承認申請書 (記載例)

○ 年 ○ 月 ○ 日

道路管理者 高知市長 様

申請者 土地所有者

〒 \_\_\_\_\_

住所 高知市○○ ○丁目○番○号

氏名 ○○ ○○

連絡先 申請内容についての問合せ担当者

担当 \_\_\_\_\_

電話 - -

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的	住居新築に伴う車庫への出入りのため		
施工場所	路線名	市道 <b>高知街○○</b> 号線	歩道・ <b>車道</b> ・その他( )
	場所	高知市 <b>○○町○○番地先(申請地の住所等)</b>	
工事概要	工事種別	施工数量	
	<b>歩車道境界ブロック設置工(切下げ)</b>	L= ○. ○m	
	<b>歩車道境界ブロック設置工(擦付け)</b>	L= ○. ○m	
	<b>As舗装工</b>	A= ○. ○㎡	
	<b>区画線設置工</b>	L= ○. ○m	
	<b>側溝蓋交換工</b>	N= ○枚	
	<b>植栽移植工(高木)</b>	N= ○本	
	<b>植栽移植工(低木)</b>	A= ○. ○㎡	
工事の期間	承認日 から 内 ○ 日間 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで		
施工方法	直営・ <b>請負</b>		
	施工業者住所	<b>高知市○○町○○番地</b>	
	氏名	<b>○○建設株式会社</b>	
	担当者	<b>○○ ○○</b>	
	連絡先	TEL <b>○○○ - ○○○○</b>	
添付書類	<b>位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図</b> ・工事仕様書・公図(写) 求積図・誓約書・同意書・ <b>現況写真</b> ・その他( )		

◇道路管理者に提出していただく道路工事施行承認申請書とは別に、**道路を使用し作業を行う際**には、管轄警察署(鏡川以北は高知警察署、以南は高知南警察署、土佐山全域、布師田、重倉、久礼野、一宮地区、国分川の左岸側の区域又は浦戸湾以東の区域は高知東警察署)への**道路使用許可申請**が必要となります。

◇その他、ご不明な点がございましたら、**道路管理課 道路管理係(Tel.088-823-9379)**までお問い合わせください。

2 道路工事の工期延期申請書

## 道路工事の工期延期申請書

年 月 日

道路管理者 高知市長 様

申請者 〃 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 担当 \_\_\_\_\_

電話 - - \_\_\_\_\_

年 月 日付け 道管第 号で承認を受けた道路工事について、下記のとおり工事期間の延期を申請します。

### 記

- 1 当初の工事期間 年 月 日 から 年 月 日
- 2 変更の工事期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 工期の延期理由

※ 添付書類 当初の道路工事承認書の写し、位置図、平面図  
提出部数 2部

# 道路工事の工期延期申請書 (記載例)

○年○月○日

道路管理者 高知市長 様

申請者	<b>土地所有者</b> 〒 _____ 住所 <b>高知市 ○○ ○丁目○番○号</b> 氏名 <b>○○ ○○</b>
連絡先	<b>申請内容についての問合せ担当者</b> 担当 _____ 電話 - - _____

○年○月○日付け○道管第○○○○号で承認を受けた道路工事について、下記のとおり工事期間の延期を申請します。

## 記

- 1 当初の工事期間 ○年○月○日 から ○年○月○日
- 2 変更の工事期間 ○年○月○日 から ○年○月○日
- 3 工期の延期理由 **例1 想定以上に雨天が多く工事に遅れが生じたため**  
**例2 資材の納入が遅延しているため**  
**例3 関連工事に遅れが生じたため**

※ 添付書類 当初の道路工事承認書の写し、位置図、平面図  
提出部数 2部

3 道路工事着手届

様式第4号

道 路 工 事 着 手 届

年 月 日

道路管理者 高知市長 様

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日 付け 道管第 号を持って承認を  
受けた、道路工事は 年 月 日に着手しますのでお届け  
致します。

承認工事期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間 )

※ 添付図書 道路使用許可証の写し、道路工事承認書の写し

様式第4号

## 道路工事着手届（記載例）

提出日  
○年○月○日

道路管理者 高知市長 様

土地所有者  
住所 高知市○○○丁目○番○号  
申請者 氏名 ○○ ○○  
電話

○年○月○日付け ○道管第○○○○号を持って承認を受けた、道路工事は○年○月○日に着手しますの  
着手予定日  
でお届けします。

承認工事期間

○年○月○日 ~ ○年○月○日（○日間）

※ 添付図書 道路使用許可証の写し、道路工事承認書の写し

4 道路工事完成届

様式第4号

道 路 工 事 完 成 届

年 月 日

道路管理者 高知市長 様

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 道管第 号をもって承認を  
受けた、道路工事が完成しましたのでお届けします。

承認工事期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間 )

※ 検査資料及び方法 工事写真、承認図面と現地の照合

様式第4号

## 道路工事完成届 (記載例)

提出日

○年○月○日

道路管理者 高知市長 様

土地所有者

住所 高知市○○ 丁目○番○号

申請者

氏名 ○○ ○○

電話

○年○月○日付け ○道管第○○○○号をもって承認を受けた、道路工事が完成しましたのでお届けします。

承認工事期間

○年○月○日 ~ ○年○月○日 (○日間)

※ 検査資料及び方法

工事写真、承認図面と現地の照合

5 道路施設引渡確認書

この用紙は道路維持課補修係に材料を返品する際に使用します。  
材料を返品する日時等を事前に補修係(TEL 882-9679)に連絡し、この確認書に受理  
確認サインをもらい道路工事完成届とともに道路維持課に提出して下さい。

道 路 施 設 引 渡 確 認 書

年 月 日

道路管理者 高知市長 様

引渡者  
住所  
氏名

年 月 日 付け 道管 第 号を持って承認を  
受けた、道路工事に伴う道路施設の引渡が完了しました。

承認工事期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間 )

引渡道路施設

---

受 理 確 認

道路維持課 補修係

受理日 年 月 日

確認者 氏名

この用紙は道路維持課補修係に材料を返品する際に使用します。  
材料を返品する日時等を事前に補修係(TEL 882-9679)に連絡し、この確認書に受理  
確認サインをもらい道路工事完成届とともに道路維持課に提出して下さい。

## (記載例) 道路施設引渡確認書

引渡日  
年 月 日

道路管理者 高知市長 様

申請者  
引渡者  
住所  
氏名

○年○月○日 付け ○道管第○○○○○号を持って承認を  
受けた、道路工事に伴う道路施設の引渡が完了しました。

承認工事期間

○年○月○日 ~ ○年○月○日 (○日間)

引渡道路施設 **転落防止柵** L = ○.○ m

---

### 受 理 確 認

道路維持課 補修係

受理日 ○年○月○日

確認者 氏名